

vol.44-11 (通算 500号)

2015年2月号

やどかり

2015年2月15日発行
(毎月1回15日発行)1987年12月19日第三種郵便物認可
発行人 公益社団法人やどかりの里
代表者 土橋 敏孝
〒337-0043
さいたま市見沼区中川 562

TEL 048-686-0494

FAX 048-686-9812

定価 50円(含会費)

機関紙「やどかり」500号発行達成

情報発信の力 欠かせない第3種郵便物

やどかりの里が機関紙「やどかり」を創刊したのは1972(昭和47)年5月、緑色の用紙に手書きのガリ版刷りしたものであった。創刊号の巻頭言には「やどかりの里は関係者が自分のものを作ろうとする運動だ。小さいけれど本当の社会福祉を大宮の外れから生み出そう」とあり、当時の熱い志があふれている。人手も、資金も足りず、機関紙発行は故谷中輝雄さん(やどかりの里創設者・前理事長)の自己満足、道楽だと批判された時代もあったそうだ。毎月刊行できなかつた苦難の時代を経て、足掛け43年こつこつと継続し、ついに本号で500号発行に至った。

やどかりの里は心身障害者用低料第3種郵便物(以下第3種郵便)を利用して、機関紙を毎月発行している。認可されたのは1987(昭和62)年12月号、通算176号からである。自らの土地を獲得して社会復帰施設を建設するために一丸となっていたやどかりの里は、広報手段として機関紙活動を活発化する必要に迫られていた。大宮郵便局宛に第3種郵便物の認可を申請し、関東郵政局から『証明書』を受領することができたのだ。第3種郵便の資格を得るには当時も現在も、① 毎月1回以上号を遂って定期的に発行する(発行月や日を決める)② 終期を予定しえない③ 公共の性質を有する④ あまねく発売される、このような重い条件を求められる。

そもそもこの制度は、情報の伝達にさまざまな困難のある障害者団体の活動を支えるものとして、1971年に当時の郵政省と「身体障害者団体定期刊行物協会」との間で交わされた確認書によって始まった。障害当事者やその家族の団体はこの制度を円滑に活用することで、低料金での情報発

信が可能となった。定期刊行物による情報発信は、団体や活動の統合や組織化に寄与するだけでなく、障害者問題への啓発、障害者の自立と社会参加の促進に大きな役割を果たしてきた。

ところが一部の者が不正を働いた障害者郵便制度悪用事件に端を発して、今や第3種郵便の制度が大きく揺らいでいる。2009年におきたこの事件は、郵便料金割引の不正利用があったとして、大阪地検特捜部が障害者団体、厚生労働省、ダイレクトメール発行会社、広告代理店、郵便事業会社を摘発した。後には地検の主任検事が本件をめぐる逮捕される極めて異例の事態を引き起こした。不正利用した団体を厳しく罰することは当然だ。しかし一部の不正のせいで審査が厳格化し、「広告」の考え方も「あまねく」という条件も関係者の見解の統一をみない中で、第3種郵便として適合する刊行物であるかが判断されている。障害者団体の中には、地方の小さな団体、例えば特定の疾病(難病)に関する団体は発行部数500部、さらに有料読者8割、あまねく発売という条件を満たすことができずに、低料の扱いを受けられなくなるところも出てきた。裁かれるもの以外に被害が及び、真にこの制度を必要としている障害者やその団体の足を引っばるような事態が起きている。

現在は電子媒体が主流になったが、インターネットにアクセスできない障害のある人や家族にとって、定期的に情報が届くことは生活する上で重要な要素である。情報ひとつで生活や人生を大きく左右されることもあるのだ。情報の発信と受信の環境を整えることは、障害者権利条約でいうところの「合理的配慮」であろう。第3種郵便の制度変更が検討される中、低料で情報を発信できる制度の重要性を今後も訴え、改善することを求めている。